

告示第244号

公示送達書

次の送達する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない（外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる）ので、介護保険法第143条で準用する地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和8年10月9日

阿見町長 千葉 繁



氏名	送達する書類名	備考
大井 正利	阿見町介護保険条例施行規則第63条による書類	
大井 正利	阿見町介護保険条例施行規則第63条による書類	

備考 この掲示を開始した日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。